

No.	該当頁		該当する箇所の章と項番		調達仕様書(案)の記載内容	意見、修正案、ご質問等	意見等の提出理由	意見の種類	採用の可否	機構回答
	該当物	ページ	章	項番						
0	調達仕様書本文	4	2.1	-	本調達仕様書は、バッチ、オンライン処理を中心とした「中退共電算システム」及び OCR システム、振込停止システム、契約書画像管理システム、退職者住所管理システム等「周辺システム」(以下「中退共電算システム」と「周辺システム」を併せて「中退共システム」という。)	振込停止システム、契約書画像管理システム、退職者住所管理システムは中退共電算システムに統合された認識です。認識に相違なければ、当該記載を削除いただきますよう、お願いします。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
1	調達仕様書本文	4	2.1	-	本調達仕様書は、バッチ、オンライン処理を中心とした「中退共電算システム」及び OCR システム、振込停止システム、契約書画像管理システム、退職者住所管理システム等「周辺システム」(以下「中退共電算システム」と「周辺システム」を併せて「中退共システム」という。)	OCRシステムは、別途調達が行われたため、保守対象外の認識です。認識に相違なければ、当該記載を削除いただきますよう、お願いします。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	以下のように仕様書を修正いたします。 <修正前> 「令和8年9月19日までは業務系センタハード保守事業者本調達仕様書は、バッチ、オンライン処理を中心とした「中退共電算システム」及び OCR システム、振込停止システム、契約書画像管理システム、退職者住所管理システム等「周辺システム」(以下「中退共電算システム」と「周辺システム」を併せて「中退共システム」という。)」 <修正後> 「本調達仕様書は、バッチ、オンライン処理を中心とした「中退共電算システム」及び 中退共電算システムと連携する「周辺システム」(以下「中退共電算システム」と「周辺システム」を併せて「中退共システム」という。)」
2	調達仕様書本文	4	2.1 表2.1-1	項番2	表2.1-1 中退共システム新旧表 項番2 不要機能の整理、プログラムの共通部品課/機能分割、プログラムの外部パラメータ化、データベースの正規化・桁数の拡張等により刷新	「プログラムの共通部品課」は「プログラムの共通部品化」ではないでしょうか。認識に相違なければ修正いただきますよう、お願いします。	誤記と思われるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
3	調達仕様書本文	4	2.1 表2.1-1	項番9	表2.1-1 中退共システム新旧表 項番9 一部周辺システム(決算・統計システム、請求書画像検索システム、契約書画像検索システム)を中退共電算システムに統合	請求書画像検索システムは、統合対象ではない認識です。認識に相違なければ、当該記載を削除いただきますよう、お願いします。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
4	調達仕様書本文	6	2.2 表 2.2-1	-	表 2.2-1 用語一覧 業務系センタハード保守事業者 システム共通基盤保守事業者 機構内の各事業本部で供用する共通基盤のうち業務系LANに接続するサーバー及び周辺機器を構築、保守する事業者。中退共システム、中退共電算システムを動作させるミドルウェアの導入等を行う。令和8年9月19日までは業務系センタハード保守事業者が、令和8年9月24日からはシステム共通基盤保守事業者がその役割を担う想定。	「業務系センタハード保守事業者、システム共通基盤保守事業者」についての記載のみ切り替えタイミングの日付が記載されているのですが、当該事業者のみ記載されているのはどういった理由からでしょうか。	応札事業者に誤った解釈を与えないため。	確認	採用	想定日付について当該事業者の定義に具体的な日付を記載した結果、誤解を生む表現となっていました。以下のように仕様書を修正いたします。 <修正前> 「令和8年9月19日までは業務系センタハード保守事業者が、令和8年9月24日からはシステム共通基盤保守事業者がその役割を担う想定。」 <修正後> 「令和8年9月 予定の新中退共システムのカットオーバーを契機にカットオーバー以前は業務系センタハード保守事業者が、カットオーバー後はシステム共通基盤保守事業者がその役割を担う想定。」
5	調達仕様書本文	11	2.4 表 2.4-2	-	表 2.4-2 連携する他システム	表 2.5-2 受託事業者の作業(アプリケーション保守業務)の項番18に記載の「認証システム」も、連携するシステムである認識です。認識に相違なければ、当該システムを追記いただきますよう、お願いします。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
6	調達仕様書本文	12	2.4 表 2.4-3	-	表 2.4-3 統合された周辺システム	請求書画像検索システムは、統合対象ではない認識です。認識に相違なければ、当該記載を表 2.4-2 連携する他システムに移動していただきますよう、お願いします。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。

7	調達仕様書本文	13	2.5 表2.5-1	項番10	表 2.5-1 受託事業者の作業(統括業務) 項番10 アプリケーション保守業務について設計書等の資産における払出し及び戻入れを「ドキュメント払出兼戻入申請書(仮称)」等の書面(様式は任意)にて申請し、機構の承認の上、資産を取り扱う。	アプリケーション保守業務について設計書等の資産における払出し及び戻入れを「ドキュメント払出兼戻入申請書(仮称)」等の書面は機構様にてご準備いただいたうえで、受託事業者にて記載 けますよう、お願いいたします。	見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	機構に対する申請書類等の書面の雛形は機構で準備いたします。なお、契約締結後に受託事業者との協議により随時改善できるものとします。
8	調達仕様書本文	14	2.5 表2.5-1	項番14	表 2.5-1 受託事業者の作業(統括業務) 項番14 ワークフローとインボイスエージェントは機構の組織変更に伴い、割り当てる権限等の設計の検討は不要であるが本業務の対象範囲となる組織名等が変更となる場合に備え、運用事業者向けの手順書を作成する。	本作業に記載の「ワークフロー」は「AgileWorks」を示している認識であり、今後、「AgileWorks」以外の製品が導入された場合の手順書の作成は、貴機構と受託事業者にて協議の上実施の要否を決定する認識で相違ないでしょうか。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	採用	本作業に記載の「ワークフロー」は「AgileWorks」を示しています。平仄を合わせるために以下の修正を行います。 <修正前> 「ワークフローとインボイスエージェントは機構の組織変更に伴い」 <修正後> 「ワークフローシステムと帳票管理システムは機構の組織変更に伴い」 また、「表2.1-1 中退共システム新旧表」の#6を以下のように修正します。 <修正前> 「ブルーリストのCSV化等一部の出力帳票の電子化を実現」 <修正後> 「帳票管理システム(invoiceAgent)を導入し、ブルーリストのCSV化等一部の出力帳票の電子化を実現」
9	調達仕様書本文	14	2.5 表2.5-1	項番18	表 2.5-1 受託事業者の作業(統括業務) 項番18 ・基幹システムには現行の「中退共電算システム」、「決算・統計システム」、「退職被共済者住所管理システム」が統合されること	「契約書画像検索システム」、「振込停止システム」についても統合されている認識で相違ないでしょうか。認識に相違なければ、当該記載を追記いただけますよう、お願いします。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
10	調達仕様書本文	14	2.5 表2.5-1	項番19	表 2.5-1 受託事業者の作業(統括業務) 項番19 再構築のシステム設計・開発等事業者より各設計書、プログラムソース等を用いて机上での引継ぎを受けること。	引継ぎ実施においては、設計・開発等事業者との認識を合わせる必要不可欠であり、先方の都合にも十分に配慮する必要があるものと理解しております。引継ぎの内容、スケジュール、場所については、受託後、設計・開発等事業者と調整して決定する認識で相違ないでしょうか。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通り、引継ぎの内容、スケジュール、場所等の詳細については、受託事業者が受託後、機構の指示のもと設計・開発等事業者と調整して行っていただく想定です。
11	調達仕様書本文	14	2.5 表2.5-1	項番20	表 2.5-1 受託事業者の作業(統括業務) 項番20 現行の稼働維持保守事業者及び再構築のシステム設計・開発等事業者からの引継ぎを踏まえ並行稼働工程中(業者決定後から2026年9月を想定)に技量の習熟を図り要員毎の作業精度の標準化を図ること。	並行稼働工程は7月までなので、習熟期間を9月まで想定される場合は、期間の整合が取れないため、「並行稼働工程中」という文言は削除いただけますよう、お願いします。	作業期間を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
12	調達仕様書本文	15	2.5 表2.5-2	項番3	表 2.5-2 受託事業者の作業(アプリケーション保守業務) 項番3 業務アプリケーションに係る法改正等に伴う開発など、システム変更時の影響調査支援(プログラムの影響調査)及び要件定義支援を行う。	ご記載の「影響調査支援(プログラムの影響調査)及び要件定義支援」はそのインプット情報や成果物によって、大きく作業工数が異なる作業となります。本作業については、変更が必要な画面上の項目、テーブルやファイルの項目、変更が必要な計算内容や処理の具体的な内容をご提示いただいた上で、修正が必要となるプログラムを特定し、一覧形式で提示するまでの認識ですが相違ないでしょうか。	作業内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
13	調達仕様書本文	15	2.5 表2.5-2	項番5	表 2.5-2 受託事業者の作業(アプリケーション保守業務) 項番5 業務アプリケーションについての問題把握及び修正分析を行い、暫定措置、恒久対処を含め、調査結果を機構に「調査報告書」として報告する。	暫定対策、恒久対策に関する調査結果に関する調査報告を行う趣旨であり、「別紙6 業務アプリケーション改修実施一覧」に記載されているような改修作業を含めて、実際の業務アプリケーションの改修作業は本調達の範囲に含まれていない認識ですが相違ないでしょうか。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。

14	調達仕様書本文	15	2.5 表2.5-2	項番15	表 2.5-2 受託事業者の作業(アプリケーション保守業務) 項番15 Windows 及び Linux のバージョンアップが年に 2 回必要となる。実施に際しては開発環境で動作確認の上、本番環境でのバージョンアップを行う。	Windows 及び Linux のバージョンアップ(更新プログラムの適用)は運用事業者で実施いただくものであり、受託事業者の役割は、Windows 及び Linux のバージョンアップにおけるアプリケーションへの影響調査及び検証・開発環境における動作確認である認識です。 なお、影響調査の結果、アプリケーションに何らかの不具合があった場合の対応は貴機構と受託事業者にて協議の上対応を決定すると認識しています。 認識に相違なければ記載を修正いただきますよう、お願いします。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	ご認識の通りです。以下のように仕様書を修正いたします。 <修正前> 「実施に際しては開発環境で動作確認の上、本番環境でのバージョンアップを行う。」 <修正後> 「実施に際しては開発環境で動作確認の上、本番環境でバージョンアップを行う運用事業者に検証後の資料を引き渡すこととする。なお、影響調査の結果、アプリケーションに何らかの不具合があった場合の対応は機構と受託事業者とで協議の上対応を決定する。」
15	調達仕様書本文	16	2.5	(2)	(2) 要件の変更 契約締結後に本調達仕様書に定める要件の一部について変更が必要となった場合、受託事業者は、機構、運用事業者、中退共システム基盤構築等事業者及び共通基盤保守事業者等との協議に基づき、柔軟に対応すること。	対応する内容によっては、要員稼働が増加したり、要員の追加が必要になる場合があると存じますが、協議の内容には、費用にも含まれる認識で相違ないでしょうか。	責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	16.特記事項に記載の通りです。
16	調達仕様書本文	17	2.5 表 2.5-3	項番9	表 2.5-3 納入物一覧(統括業務) 項番9 問題について、業務及びシステムへの影響、問題の原因、対応状況(調査状況、暫定措置及び恒久対処の実施状況)、解決期限等を記載する。また、必要に応じて、アプリケーション保守担当者、運用事業者、システム共通基盤保守事業者に対応状況等を確認して作成する。	対応状況の確認は「中退共システム基盤構築等事業者」にも必要である認識です。 認識に相違なければ記載を追加いただけますでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
17	調達仕様書本文	17	2.5 表 2.5-3	項番12	表 2.5-3 納入物一覧(統括業務) 項番12 変更・リリース管理簿 納入期日:週次	変更・リリースは、インシデントやシステム変更作業の実施に付随して行われる認識です。 インシデントやシステム変更作業の管理台帳は月次での納入とされていますので、そちらに合わせて、変更・リリース管理簿の納入期日も月次が適切である認識ですが相違ないでしょうか。 また、認識に相違ない場合、記載を「月次」にご修正いただけますでしょうか。	作業頻度・期限を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	No.55の対応と併せ仕様書を修正いたします。
18	調達仕様書本文	19	2.5	-	表 2.5-3 納入物一覧(統括業務) 表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務)	計画書や各種管理表の記載粒度については、現行稼働維持保守事業者の成果物と同等想定である認識で相違ないでしょうか。	成果物の内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
19	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	項番7	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番7 設計ドキュメント 追加・改定した設計内容を設計ドキュメント(基本設計書、詳細設計書)に記載する。	本役務では、設計内容の追加・改定は発生しないものと認識しております。 以下の場合に、設計ドキュメントを改定することがあり、そのための記載という認識で相違ないでしょうか。 ・中退共電算システムの設計開発事業者が作成した設計書がプログラムの内容と乖離しており、プログラムが正しい場合。 ・中退共電算システムの設計開発事業者が作成した設計書の記載に対して記載箇所、記載内容をご指定いただいた上で、転記を行う場合。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
20	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	項番8	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番8 テストドキュメント (計画書、報告書) 業務アプリケーション修正又は改修に対するテスト計画書及び単体・結合・総合テスト結果とその品質評価をテスト報告書として記載する。	本役務では、現行稼働維持保守事業者と異なり、定期的な業務アプリケーションの修正は発生しないものと認識しております。 以下の場合に、テストを実施することがあり、そのための記載という認識で相違ないでしょうか。 ・汎用パラメータを修正に伴うテストを実施する場合。 ・更新パッチを当てた際の影響調査に伴う動作確認を行う場合。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。 なお、テーブル変更、コードの変更、ジョブネットの設定変更、各種ツールの修正、認証システムの変更等に伴うテストのうち軽微なものについては、協議の上受託事業者を実施依頼することがあります。

21	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	-	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番8 テストドキュメント (計画書、報告書) 業務アプリケーション修正又は改修に対するテスト計画書及び単体・結合・総合テスト結果とその品質評価をテスト報告書として記載する。	「単体・結合・総合テスト結果とその品質評価をテスト報告書」とは、テストの結果の概要を記載したドキュメント、消化済みのチェックリスト及び品質見解を記載した報告書という認識で相違ないでしょうか。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。 なお、必要に応じて一部のエビデンスの提出を求める場合があります。
22	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	-	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番9 プログラム類 追加・改定したプログラム類(ソフトウェア、ソースコード、ファイル等)を記載する。	本役務では、現行稼働維持保守事業者と異なり、定期的な業務アプリケーションの修正は発生しないものと認識しております。 以下の場合に受託事業者の他作業状況を踏まえて貴機構とスケジュールを調整の上、プログラム類を改定することがあり、そのための記載という認識で相違ないでしょうか。 ・設計書がプログラムの内容と乖離しており、設計書が正しい場合。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。 なお、テーブル変更、コードの変更、ジョブネットの設定変更、各種ツールの修正、認証システムの変更等のうち軽微なものについては、協議の上受託事業者を実施依頼することがあります。
23	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	項番10	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番10 システム開発手順書 機構から依頼されたシステム開発手順書の追加・改定内容を記載する。なお、必要に応じて運用事業者、中退共システム基盤構築等事業者及び設計・開発事業者に追加・改定内容の提示を受け、これを反映する。	再構築後の中退共電算システムでは、システム開発手順書は存在しないものと想定しております。本記載は、操作マニュアルの誤りではないでしょうか。認識に相違なければ修正いただきますよう、お願いします。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	「システム開発手順書」は具体的には以下に示すシステム開発に関する手順を記載した書面です。このうち受託事業者の保守範囲について追加・改定を指示することがあります。 ・「システム運用・保守設計書」 ・「保守計画書(ソフト・ハード)」 ・「運用マニュアル(ソフト・ハード)」 上記が明確になるように仕様書を修正いたします。 左記修正案通り仕様書を修正いたします。
24	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	項番11	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番11 統合開発ツール操作手順書 機構から依頼された統合開発ツール操作手順書の追加・改定内容を記載する。なお、必要に応じて運用事業者、中退共システム基盤構築等事業者及び設計・開発事業者に追加・改定内容の提示を受け、これを反映する。	再構築後の中退共電算システムでは、統合開発ツール相当のツールは、「構成管理ツール」であると認識しております。 認識に相違なければ、当該記載を修正いただきますよう、お願いします。	精緻な見積もりを行うため。	修正要望	採用	
25	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	項番13	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番13 パラメタ設計書 ハードウェア・ソフトウェア更改時、運用改善、軽微な改修作業により本番環境及び開発環境の設定が変更された場合は、必要に応じて運用事業者及び中退共システム基盤構築等事業者と連携して、パラメタ設計書を改版する。	パラメタ設計書については、一般的には基盤事業者が管理するものと認識しております。 本仕様書に記載のパラメタ設計書は、業務アプリケーションに関連するものに限定され、かつ貴機構または再構築事業者から引き継がれる既存資料がある場合に限る、という理解でよろしいでしょうか。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
26	調達仕様書本文	19	2.5 表 2.5-4	項番13	表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務) 項番13 パラメタ設計書 ハードウェア・ソフトウェア更改時、運用改善、軽微な改修作業により本番環境及び開発環境の設定が変更された場合は、必要に応じて運用事業者及び中退共システム基盤構築等事業者と連携して、パラメタ設計書を改版する。	現在仕様が明らかになっていない、ハードウェア・ソフトウェア更改に関する修正を役務に含めることは、調達の公平性を損ない、応札事業者により応札金額に大きな乖離を生むことになるため、当該記載を削除いただきますよう、お願いします。	調達の公平性を担保するため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
27	調達仕様書本文	21	2.5	(4)	納入文書は日本語で記述し、紙媒体及び記録媒体(CD-R、DVD-R等)により納入すること。 ただし、機構が別に媒体を指定した場合はこの限りではない。	貴機構におかれましては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を立てられるなど、環境に配慮された運用を行っていると理解しております。 本役務の納入方法から、紙媒体での納入を削除いただけませんか。	成果物の納入方法を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	一部採用	下記の通り仕様書を修正いたします。 <修正前> 納入文書は日本語で記述し、紙媒体及び記録媒体(CD-R、DVD-R等)により納入すること。 ただし、機構が別に媒体を指定した場合はこの限りではない。 <修正後> 納入文書は日本語で記述し、記録媒体(CD-R、DVD-R等)での納入を基本とするが、一部文書については紙媒体での納入を機構が指定することがある。

28	調達仕様書本文	21	2.5	(4)	<p>納入文書は日本語で記述し、紙媒体及び記録媒体(CD-R、DVD-R等)により納入すること。 ただし、機構が別に媒体を指定した場合はこの限りではない。</p>	<p>貴機構におかれましては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を立てられるなど、環境に配慮された運用を行っているかと理解しております。 紙媒体での納入が必須な場合においても、その対象から、以下の成果物は印刷部数が大量となり、また印刷に向かない成果物のため、対象外としていただきますよう、お願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計ドキュメント(詳細設計書) ・プログラム類 ・パラメタ設計書 	<p>成果物の納入方法を明確にし、見積精度を向上させるため。</p>	修正要望	一部採用	<p>下記の通り仕様書を修正いたします。 ＜修正前＞ 納入文書は日本語で記述し、紙媒体及び記録媒体(CD-R、DVD-R等)により納入すること。 ただし、機構が別に媒体を指定した場合はこの限りではない。 ＜修正後＞ 納入文書は日本語で記述し、記録媒体(CD-R、DVD-R等)での納入を基本とするが、一部文書については紙媒体での納入を機構が指定することがある。</p>
29	調達仕様書本文	21	2.5	(4)	<p>紙媒体での納入の場合、日本工業規格 A 列 4 番サイズでカラー印刷を原則とする。また、差し替え作業は受託事業者によって行う。</p>	<p>貴機構におかれましては、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を立てられるなど、環境に配慮された運用を行っているかと理解しております。 紙媒体での納入が必須な場合においても、カラー印刷については、白黒印刷に見直していただきますよう、お願いします。</p>	<p>成果物の納入方法を明確にし、見積精度を向上させるため。</p>	修正要望	一部採用	<p>下記の通り仕様書を修正いたします。 ＜修正前＞ 紙媒体での納入の場合、日本工業規格 A 列 4 番サイズでカラー印刷を原則とする。また、差し替え作業は受託事業者によって行う。 ＜修正後＞ 紙媒体での納入の場合、日本工業規格 A 列 4 番サイズでカラー印刷を原則とする。また、差し替え作業は受託事業者によって行う。なお、紙媒体による納入が必要な場合であって、白黒印刷でもカラー印刷で表現しようとした内容(重要箇所の強調等)が読み取れる場合は白黒印刷を許容する。</p>
30	調達仕様書本文	22~24	4.2 4.3	-	<p>4.2. ターンアラウンドタイムの性能要件 4.3. スループット</p>	<p>本役務開始時点において、仕様書案に記載された性能要件は、各システムの導入ベンダにより既に実施済みである認識で相違ないでしょうか。 本役務中に基盤環境に変更があった場合は左記の要件は必要に応じて見直される認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。</p>	確認	-	<p>ご認識の通りです。</p>
31	調達仕様書本文	25	5.2 表5.2-1	項番2 項番3 項番7	<p>項番2 情報システムに対する不正アクセス(情報の漏えい、システムの不正利用) ① セキュリティホール対策(パッチの適用や適切な設定等)を実施すること。 ② 不正プログラム対策(ウイルス対策ソフトウェアの選定等)を実施すること。 ③ 特殊文字や不正な入力への対応(SQLインジェクションへの対応等)を行うこと。 ④ サービス不能攻撃対策、踏み台対策を実施すること。 ⑤ システムの監視(認証ログ、アクセスログの分析等)を行うこと。 項番3 ユーザのシステム不正利用 ① 主体認証機能(パスワードもしくはそれに類する仕組み)による認証(本人確認)を行うこと。 ② 主体認証に基づきシステムへのアクセス制限、業務の実行制限を行うこと。 ③ システムの利用状況をログ等の証跡として管理すること 項番7 インターネットや公衆網利用による不正アクセスや情報の漏えい ① ネットワークに対するアクセス制御(ファイヤーウォールの設置等)を行うこと。 ② 回線の暗号化(VPN等による通信の暗号化等)を行うこと。</p>	<p>本役務開始時点において、仕様書案に記載された情報セキュリティ対策は、各システムの導入ベンダにより既に実施済みである認識で相違ないでしょうか。 また、受託事業者の役務範囲は、これらの対策を変更することなく、担保されたセキュリティレベルを維持することに限定される認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。</p>	確認	-	<p>ご認識の通りです。</p>
32	調達仕様書本文	27	5.2	(2)	<p>(2)情報セキュリティを確保するための体制の整備 受託事業者は、組織全体の情報セキュリティを確保するとともに、機構から求められた本役務における情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。 また、本体制には経営者が関与し、経営者の責任の明確化を図ること。</p>	<p>「経営者」については、「統括責任者」の認識で相違ないでしょうか。</p>	<p>見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。</p>	確認	一部採用	<p>ご認識の通りです。 なお、情報セキュリティ確保に関する責任者を明確にしている必要がありますが、経営者に限定するものではありません。本記載について以下のとおり修正をさせていただきます。 ＜修正前＞ 「また、本体制には経営者が関与し、経営者の責任の明確化を図ること。」 ＜修正後＞ 「また、本体制には情報セキュリティの確保に関する当該業務の実質的な責任者を含めること。」</p>

33	調達仕様書本文	28	6	(2)	(2)中退共システムの再構築に係る設計・開発事業者及び中退共基盤等構築事業者からの引継ぎ また、設計・開発事業者及び中退共基盤等構築事業者が作成した保守設計書や保守手順を作成・更新する際に必要な情報の引継ぎを受け、必要に応じて受託事業者独自の保守手順を作成すること	保守設計書や保守手順については、基盤系の納品物であり、「中退共システムの再構築に係る設計・開発事業者」が作成していないものと考えます。その場合、独自の保守手順は引継ぎを受けた内容から作成を行う認識で相違ないでしょうか。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	「システム運用・保守設計書」の一部は中退共システムの再構築に係る設計・開発事業者から引継ぎを受けることができます。また、設計・開発事業者が執筆した「運用・保守マニュアル」(契約締結後に閲覧可能のため別紙7には記載なし。)の引継ぎを受けることとなります。
34	調達仕様書本文	28	6	(2)	(2)中退共システムの再構築に係る設計・開発事業者及び中退共基盤等構築事業者からの引継ぎ また、設計・開発事業者及び中退共基盤等構築事業者が作成した保守設計書や保守手順を作成・更新する際に必要な情報の引継ぎを受け、必要に応じて受託事業者独自の保守手順を作成すること	保守設計書や保守手順については、納品物としての規定が表 2.5-4 納入物(アプリケーション保守業務)にありませんでした。 引継ぎ後、受託事業者独自で作成する保守手順を納入成果物に追加いただきますよう、お願いします。	作業内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	不採用	ハードウェアやソフトウェア、アプリケーション、ツール等の操作手順や留意点は中退共システムの再構築に係る設計・開発事業者及び中退共基盤等構築事業者及びシステム共通基盤保守事業者が作成したものがあり、それらを参照すれば本業務遂行には十分と考えます。 仮に、受託事業者が実践的な運用保守を遂行するにあたり、網羅的な操作手順や制約事項を一覧化したものが不可欠と判断した場合には、独自にそれらを作成いただくこととなります。機構への納入ドキュメントとして採用し、次期事業者への引継ぎ対象とする必要があると考える場合は、提案書にて作成の必要性及び想定する記載内容をご提案ください。
35	調達仕様書本文	28	6	(3)	(3)次期システム稼働維持保守事業者への引継ぎ なお、本調達契約期間中に「業務系システム共通基盤構築及び保守業務(仮称)」調達により次期共通基盤保守事業者が決定し、また、「機構電算システムに係る運用業務(仮称)」調達により次期運用事業者が決定するため、決定後各事業者に対し機構と協議の上、本システムの業務アプリケーションを運用する上での注意点、制約条件、障害対策等の教育訓練を実施すること	本調達契約期間中に業務アプリケーションの動作環境に影響を与える調達があるものと理解しました。その場合、業務アプリケーションの動作環境に影響を与えるのは「次期運用事業者」の調達ではなく「中退共基盤保守事業者」の調達となる認識です。 そのため、当該記載は「機構電算システムに係る運用業務(仮称)」ではなく、「中退共基盤保守事業者」の次期調達を表す文言に差し替えていただく方が適切である認識です。 認識に相違なければ記載を修正いただきますよう、お願いします。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	一部採用	ご認識の通り次期「中退共基盤保守事業者」に対する引継ぎも発生します。また、「次期運用事業者」は中退共電算システムの運用を行うため、受託事業者から次期運用事業者への引継ぎは必要です。従って、差し替えではなく追記での修正といたします。
36	調達仕様書本文	28	6	(3)	(3)次期システム稼働維持保守事業者への引継ぎ なお、本調達契約期間中に「業務系システム共通基盤構築及び保守業務(仮称)」調達により次期共通基盤保守事業者が決定し、また、「機構電算システムに係る運用業務(仮称)」調達により次期運用事業者が決定するため、決定後各事業者に対し機構と協議の上、本システムの業務アプリケーションを運用する上での注意点、制約条件、障害対策等の教育訓練を実施すること	本調達契約期間中に業務アプリケーションの動作環境に変更があるものと理解しました。本事業者としても、変更内容に関する引継ぎを当該事業者から受けることができる認識で相違ないでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
37	調達仕様書本文	29	7.1	(2)	⑥ 受託事業者は、本システムにて他システムへ影響を及ぼす可能性のあるインシデントが発生した場合、他システムの担当窓口との調整について機構と協議の上、必要となる調整作業を支援すること。	「他システムの担当窓口との調整について機構と協議の上、必要となる調整作業を支援すること。」とありますが、実施するのは、支援であり、他システムの担当窓口との直接的なやりとりは貴機構にて実施される認識で相違ないでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
38	調達仕様書本文	31	7.2	(2)	②「託事業者は～」	「受託事業者」のようにお見受けしますのでご確認のうえ修正いただきますよう、お願いします。	正確な内容を記載いただくため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
39	調達仕様書本文	32	7.3-1	項番2	表 7.3-1 サービス提供時間 項番2 バッチ稼働時間 平日 7:00～18:45(所稼働後から令和9年9月までは 6:00～18:45)	「所稼働後」と記載いただいている箇所は「初稼働後」の誤りではないでしょうか。 認識に相違なければ記載を修正いただきますよう、お願いします。	誤記と思われるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
40	調達仕様書本文	32	7.3-1	項番2	表 7.3-1 サービス提供時間 項番2 バッチ稼働時間 平日 7:00～18:45(所稼働後から令和9年9月までは 6:00～18:45)	バッチ稼働時間の開始時刻が6:00～と固定されていますが、設計・開発等事業者との認識を合わせるが必要不可欠であるため、バッチ稼働時間の開始時刻については、受託後、設計・開発等事業者と調整して決定する認識で相違ないでしょうか。 認識に相違ない場合、記載を修正いただきますよう、お願いします。 また、KHFMは初稼働時に立ち合いが必要となる理解していますが、その単位はコントロール単位ではなくジョブネット単位となる認識ですが、相違ないでしょうか。	作業時間を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	ご認識の通りです。以下のように仕様書を修正いたします。 <修正前> 「平日 7:00～18:45(所稼働後から令和9年9月までは 6:00～18:45)」 <修正後> 「平日 7:00～18:45を想定(初稼働につき、カットオーバー後1年程度の期間は、バッチ処理状況を鑑みて流動的な時間設定を行うことがあることに留意すること。)」

41	調達仕様書本文	32	7.3	-	<p>(2)作業時間 本役務の基本的な作業時間帯(基本作業時間帯)は月曜～金曜の8:30～18:45とするが、以下「表 7.3-2 作業パターンと作業時間帯」に示すように、作業パターンによってはそれ以外の時間帯においても作業を実施する必要がある。</p>	<p>基本的な作業時間帯(基本作業時間帯)を8:30～18:45にした場合、所定労働時間が、労働基準法で指定されている8時間をこえることになることから、シフト制を引くなどの対応が必要になります。特別監視期間が終わり、要員数を削減した場合、シフト制を引くことにより、必要以上の要員数を確保する必要が出てくると考えます。システム変更や障害対応は流動的に対応する前提は残したまま、「基本作業時間帯」の要件については、「8:30～18:45のうち8時間」としていただくか、時間を固定する必要がございましたら8.4章(2)作業時間の記載と合わせる形で8:30～17:30に要件を緩和していただけないでしょうか。</p>	<p>工数のいたずらな上昇を防ぐため。</p>	修正要望	採用	<p>ご認識の通りです。以下のように仕様書を修正いたします。 <修正前> 「機構営業日(原則として土曜・日曜、祝日、年末年始を除く月曜～金曜日)の8:30～18:45。」 <修正後> 「機構営業日(原則として土曜・日曜、祝日、年末年始を除く月曜～金曜日)の8:30～18:45のうち8時間。」</p>
42	調達仕様書本文	33	7.4	(1)	<p>(1)中退共電算システム及びOCRシステムの責任分界点 中退共電算システム及びOCRシステムの責任分界点について、以下「表 7.4-1 中退共電算システム及びOCRシステムの責任分界点」に示す。 表 7.4-1 中退共電算システム及びOCRシステムの責任分界点 項番3 中退共電算システム及びOCRシステムにて実施した改修役務の業務アプリケーション資産における瑕疵対応。</p>	<p>(1)中退共電算システム及びOCRシステムの責任分界点を(2)周辺システムの責任分界点とは別に記載いただいているのはどういった理由からでしょうか。特に理由がなければ(2)の周辺システムと記載を統合していただけないでしょうか。 また、貴機構にて検討の結果OCRシステムの責任分界点を他周辺システムから分けて記載する必要があり、記載について残す場合においても、以下の理由のため項番3の記載は見直しが必要である認識です。 OCRシステムの業務アプリケーション資産については、OCRシステム更改及び保守業務の事業者にて、開発を行っているため、当該事業者にて瑕疵対応を行うものと認識しております。</p>	<p>責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。</p>	修正要望	採用	<p>記載誤りです。 左記修正案通り仕様書を修正いたします。</p>
43	調達仕様書本文	33	7.4	(2)	<p>(2)周辺システムの責任分界点 周辺システム(OCRシステムを除く)との責任分界点について、以下「表 7.4-2 周辺システムの責任分界点」に示す。 表 7.4-2 周辺システムの責任分界点 項番1 受託事業者 振込停止システム、決算・統計システム、契約書画像検索システム及び退職者住所管理システムの業務アプリケーション資産。 (設計・開発事業者より引継ぎを受けた業務アプリケーション資産含む。) 項番2 設計・開発事業者 振込停止システム、決算・統計システム、契約書画像検索システム及び退職者住所管理システムにて実施した改修役務の業務アプリケーション資産における瑕疵対応。</p>	<p>「周辺システム(OCRシステムを除く)との責任分界点」と記載されていますが、OCRシステムだけが他の周辺システムと責任分界の考え方が異なるわけではないと認識しています。認識に相違がなければ、「周辺システムとの責任分界点」に修正いただけますよう、お願いします。 また、周辺システムとして定義されている振込停止システム、決算・統計システム、契約書画像検索システム、退職者住所管理システムは、中退共電算システムに統合されたシステムです。正しくは、以下のシステムが周辺システムであると認識しています。 ・請求書画像検索システム ・データエントリーシステム ・加入証明システム ・加入事業所検索システム ・OCRシステム なお、周辺システムのアプリケーションの保守はいずれも導入事業者が請け負うこととなるため受託事業者の役務は発生しない認識です。 また、受託事業者の役務は、「別紙1システム相関図(新中退共電算システム)」に記載された赤枠内である認識です。 上記の理由から、7.4章で責任分界点を示す場合、「別紙1システム相関図(新中退共電算システム)」を参照させる記述のみのこし、(1)および(2)の記載は不要と思われるので、認識に相違がなければ、削除いただけますよう、お願いします。</p>	<p>責任範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。</p>	修正要望	採用	<p>左記修正案通り仕様書を修正いたします。</p>

44	調達仕様書本文	35	8.1 表 8.1-2	項番2	8.1. ソフトウェア保守要件 表 8.1-2 アプリケーション保守業務の保守要件 項番2「障害復旧」 統括責任者より障害復旧作業の依頼があった時刻から、システムが復旧(暫定措置等による復旧を含む。)するまでの所要時間の平均。ただし、障害の状況により機構の承認を得た場合にはこの限りではない。	左記は、「具体的な対策方針が決定した後に、実作業実施までの時間」という認識で相違ないでしょうか。認識に相違なければ記載を修正いただけますよう、お願いします。	見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
45	調達仕様書本文	36	8.1	(3)	8.1. ソフトウェア保守要件 (3)業務アプリケーションの修正 なお、設計・開発事業者の契約不適合に対する恒久的な対処は、設計・開発事業者が実施し、その他については受託事業者が恒久的な対処を行うこと。	暫定対策、恒久対策として、業務アプリケーションの修正を行う場合、受託事業者にて影響調査した結果を基に、貴機構にて修正箇所及び修正内容をSTEP単位でご指定いただける認識で相違ないでしょうか。	見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
46	調達仕様書本文	36	8.1	(3)	8.1. ソフトウェア保守要件 (3)業務アプリケーションの修正 なお、設計・開発事業者の契約不適合に対する恒久的な対処は、設計・開発事業者が実施し、その他については受託事業者が恒久的な対処を行うこと。	2026年10月当初においては、インシデントの発生する頻度や影響度が高いことから、設計・開発事業者が対応を行うべき障害であっても、その緊急度から、設計・開発事業者が体制・環境を構築して対応を行うまでに相当の期間を要し、影響範囲が拡大する恐れがあると想定します。 その場合では、再構築プロジェクトにおける中退共電算システムの設計・開発事業者の瑕疵であっても、貴機構からの指示により、受託事業者が業務アプリケーションの修正を行う場合がある認識で相違ないでしょうか。	作業分担を明確にするため。	確認	-	ご認識の通りです。
47	調達仕様書本文	36	8.1	(3)	8.1. ソフトウェア保守要件 (3)業務アプリケーションの修正 なお、設計・開発事業者の契約不適合に対する恒久的な対処は、設計・開発事業者が実施し、その他については受託事業者が恒久的な対処を行うこと。	恒久対策として、業務アプリケーションを修正する場合には、その内容が明確になっていないと、作業量の見積ができず、発注者・受注者双方の間で、作業工数に関する認識齟齬が生まれ、公平な調達にならないと考えます。業務アプリケーションの修正については、設計書がプログラムの内容と乖離しており、設計書が正しい場合にのみ実施する認識で相違ないでしょうか。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
48	調達仕様書本文	36	8.1	(5)	8.1. ソフトウェア保守要件 (5)開発マニュアル保守 受託事業者は、本システムの業務アプリケーション保守作業において、システム開発手順書または統合開発ツール操作手順書の修正が必要となった場合、速やかにシステム開発手順書及び統合開発ツール操作手順書の改版を行うこと。	保守を行うドキュメント名について、「統合開発ツール」は「構成管理ツール」のことを指し、「システム開発手順書」は「操作マニュアル」のことを指す認識で相違ないでしょうか。	作業内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	一部採用	ご認識の通り「統合開発ツール」は「構成管理ツール」のことを指しており、仕様書を修正いたします。 「システム開発手順書」は「システム運用・保守設計書」、「保守計画書(ソフト・ハード)」および「運用マニュアル(ソフト・ハード)」を指します。

49	調達仕様書本文	37	8.2	-	8.2. 開発・改修業務アプリケーション対応要件 ② 受託事業者は、開発・改修した本システムに係る業務アプリケーション(以下「開発・改修アプリケーション」といい、別途調達による開発・改修アプリケーションを含む。)の保守・保全を行うこと。	「開発・改修アプリケーション」の保守・保全については、現時点で開発・改修の規模が不明であるため、正しく見積ることができないものと考えます。想定される規模の増減をお示いただけますよう、お願いします。 また、ご提示いただいた規模の増減を超えて、開発・改修が実施される場合、体制・工数について、協議させていただける認識で相違ないでしょうか。	作業内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	規模の増減は概ね3%程度を想定しています。この範囲を超えての開発・改修を受託事業者が実施する場合は、対応を協議いたします。
50	調達仕様書本文	37	8.2	-	⑤(イ) システム納入～契約不適合責任期間終了まで	「契約不適合責任期間」は、システム納入後一年間の理解でよろしいでしょうか。具体的な期日を記載いただけますと幸いです。	精緻な見積もりを行うため。	確認	-	ご認識の通り「契約不適合責任期間」は設計・開発事業者(各ベンダー)が開発・回収アプリケーションを納入してから1年間です。
51	調達仕様書本文	38	8.5	-	③ 受託事業者は、ソフトウェアの修正・テストに必要な環境を用意すること。	・ニッセイ池袋ビルから外部データセンターの各サーバへの接続用端末は機構様にてご準備をお願いいたします。 ・その他上記以外に必要な環境は受託事業者にて準備する想定でよろしいでしょうか。	見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	外部データセンターへ接続する端末は当機構システム管理部管下の機器を用意します。ご認識の通りこれ以外に必要な環境は受託事業者にてご準備ください。
52	調達仕様書本文	39	9.1	-	9.1. 作業の体制 (1)本調達における作業体制	本役務においては、工程管理支援業者やコンサルタント業者は関連しない認識で相違ないでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
53	調達仕様書本文	40	9.1 表 9.1.-1	-	表 9.1.-1 関係事業者とその主な役割 システム共通基盤保守事業者	主な役割の記載が、「中退共システム基盤構築等事業者」と同一の記載となっております。 当該事業者は、その名前から、「中退共電算システムの本番環境、開発環境におけるサーバ及びネットワーク機器並びに端末及びプリンタ等の導入、保守等の作業」ではなく、共通基盤システムに関する作業を実施するものと認識しております。 認識に相違なければ記載を修正いただけますよう、お願いします。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	No.55の対応と併せ仕様書を修正いたします。
54	調達仕様書本文	40	9.1 表 9.1.-1	-	表 9.1.-1 関係事業者とその主な役割 システム共通基盤保守事業者	上記と関連し、調達仕様書上の以下の記載については、その文脈から、「システム共通基盤保守事業者」よりも、「中退共システム基盤構築等事業者」の方が適切であると考えますので、ご確認のうえ認識に相違なければ記載を修正いただけますよう、お願いします。 ・P16/2.5. 作業内容・納入物(3) 「必要に応じて運用事業者及びシステム共通基盤保守事業者と連携して作成すること。」 ・P29/7.1. 問題・インシデント対応要件(2)④ 「現行のシステム仕様情報や他システム及び運用事業者、システム共通基盤保守事業者等との調整に必要な情報を付すこと。」 ・P29/7.1. 問題・インシデント対応要件(2)⑤ 「システム共通基盤保守事業者等と連携した上で機構に報告し、説明を求められたときは理解を得られるまで説明すること。」 ・P30/7.1. 問題・インシデント対応要件(3)① 「エスカレーションされたインシデントに係る FAQ の作成等の作業実施の依頼を運用事業者、システム共通基盤保守事業者、アプリケーション保守担当者等に行うこと。」 ・P31/7.2. 7.2. システム保全対応要件(1)② 「受託事業者は、保守作業、試験作業で本番環境及び開発環境を利用する運用事業者、システム共通基盤保守事業者、アプリケーション保守担当者の使用可能時間のスケジュールを調整の上」 ・P34/7.5. その他 「受託事業者は、システム共通基盤保守事業者や運用事業者等が実施するシステム変更作業において業務確認等の立ち会いが必要な場合は、原則として、作業時間帯以外であっても対応すること」	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	一部採用	新たに「業務系センタハード保守事業者」、「システム共通基盤保守事業者」及び「中退共システム基盤構築等事業者」の総称を「基盤関係事業者」と定義し、その旨を明記します。

56	調達仕様書本文	45	9.3	(4)	9.3. 開発方法 (4)テスト要件 1. 単体テスト 2. 結合テスト 3. 総合テスト(システムテスト、性能テスト、負荷テスト、運用テスト)	総合テストの非機能テスト(システムテスト、性能テスト、負荷テスト、運用テスト)を含め、テストの内容については、テストが必要な都度貴機構と相談して決定する認識で相違ないでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	ご認識の通りです。
57	調達仕様書本文	44~46	9.3	-	9.3. 開発方法	再構築後の保守では汎用パラメータの修正により、従来業務アプリケーションの改修が必要だった内容が対応可能となったと認識しております。そのため、新規の開発は発生しないと考えます。 9.3開発方法は要件として不要と考えますので、削除いただけますようお願いいたします。	見積内容を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	一部採用	ご認識の通り、再構築後の中退共電算システムに係るシステム稼働維持保守業務における定常作業時においては新規開発は発生しない想定です。 しかしながら9.3開発方法は必要な要件であるため、ご意見を踏まえ(1)開発場所について以下のように記載を修正いたします。 <修正前> 「受託事業者は、設計、開発、テスト等の作業場所、作業環境を、機構の定めるセキュリティ基準に留意し、場所、設備を準備すること。」 <修正後> 「設計、開発、テスト等の作業場所、作業環境は機構の既存のものを利用すること。ただし、受託事業者がそれらを準備する場合は、機構の定めるセキュリティ基準に留意し、場所、設備を準備すること。その際に追加費用が必要な場合は16.特記事項の記載のとおりとする。」
58	調達仕様書本文	46	9.3 表 9.3-1	-	表 9.3-1 テスト一覧 ・テスト報告書(テスト証跡を含む。)	各テスト区分における「テスト証跡」とは、消化済みチェックリストのことという認識で相違ないでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	-	通常は消化済みチェックリストの提出で十分ですが、画面のキャプチャや修正前後のソース比較等を求めることがあります。
59	調達仕様書本文	46	9.4	(2)	(2)契約延長の際の取り扱い 受託事業者は、機構から契約期間延長の申し入れがあったときは、2年を限度に1ヶ月単位で引き続き本業務を履行できる体制を維持すること。ただし、単価については契約時の単価を踏襲するものとし、工数については直近の業務状況により必要十分な積算を行うこと。なお、機構からの契約期間延長の申し入れは契約期間満了の6ヶ月前までに行うものとする。	現在、日本の経済状況として、過去に類を見ないインフレーションがおこる中、賃金上昇についても社会的な要請であると考えております。 本契約が5年間であり、その後2年間同等の単価での契約が必要な場合、応札事業者は、応札時において、7年後の単価を想定して応札することになり、いたずらな応札額の高騰を招くことになると考えます。 契約延長時には、単価について、再度調整いただける認識で相違ないでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	一部採用	仕様書p46の「9.4その他」の「(2)契約延長の際の取り扱い」のうち、「ただし、単価については契約時の単価を踏襲するものとし、」については削除します。 また、契約延長時に契約期間中の人件費増加相当分等を大幅に超過するような状況となった場合には、協議させていただくことを想定しております。
60	調達仕様書本文	46	9.4	(2)	(2)契約延長の際の取り扱い 受託事業者は、機構から契約期間延長の申し入れがあったときは、2年を限度に1ヶ月単位で引き続き本業務を履行できる体制を維持すること。ただし、単価については契約時の単価を踏襲するものとし、工数については直近の業務状況により必要十分な積算を行うこと。なお、機構からの契約期間延長の申し入れは契約期間満了の6ヶ月前までに行うものとする。	現在、日本の経済状況として、過去に類を見ないインフレーションがおこる中、賃金上昇についても社会的な要請であると考えております。 本契約が5年間であり、応札事業者は、応札時において、5年後の単価を想定して応札することになり、いたずらな応札額の高騰を招くことになると考えます。 応札時において、想定できなかった経済状況の変化が起こった場合、契約途中であっても、単価について、貴機構と協議できる認識で相違ないでしょうか。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	確認	一部採用	仕様書p46の「9.4その他」の「(2)契約延長の際の取り扱い」のうち、「ただし、単価については契約時の単価を踏襲するものとし、」については削除します。 また、契約途中に契約期間中の人件費増加相当分等を大幅に超過するような状況となった場合には、協議させていただくことを想定しております。
61	調達仕様書本文	-	-	-	-	全体的に「設計・開発事業者」と記載いただいている箇所について、どのベンダの「設計・開発事業者」なのかを具体的に記載いただけますでしょうか。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	仕様書全体を通じ具体的な記載に修正いたします。

62	別紙1	-	-	-	勤労者退職金共済機構(中退共に係るシステム)	現行の中退共システムでは、OCRシステムの中に請求書画像検索システムが内包されていましたが、次期中退共システムにおいては、請求書画像検索システムは中退共に係るシステムとして、周辺システムへ外出しされました。そのため、当該別紙の「勤労者退職金共済機構(中退共に係るシステム)」の枠には「請求書画像検索システム」が必要となる認識です。認識に相違なければ、追記いただきましょ、お願いします。	作業範囲を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
63	別紙2	1	-	-	吹き出し内の以下記載について 準重点監視 2027/1~2027/3	準重点監視の矢印が2027/9までひかれていますが、吹き出しの記載が2027/3までとなっています。2027/1~2027/9の認識で相違ないでしょうか。認識に相違なければ記載を修正いただきますよう、お願いします。	作業前提を明確にし、見積精度を向上させるため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。
64	調達仕様書本文	25	5.1	-	受託事業者は、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和7年度版)」及び「独立行政法人勤労者退職金共済機構における情報セキュリティのための対策基準」を遵守すること。	「独立行政法人勤労者退職金共済機構における情報セキュリティのための対策基準」について本調達時に資料閲覧は可能でしょうか。「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準(令和7年度版)」を遵守することで情報セキュリティ要件を満たすことができる場合、文言を削除いただけますようお願いいたします。	情報セキュリティ対策を遵守するため。	修正要望	採用	左記修正案通り仕様書を修正いたします。

※いただいた意見・要望のうち、内容が解釈の確認等であるものについては、「採用の可否」欄は「-」としております。